

解体工事業の追加に伴う 経過措置期間終了のお知らせ

- 平成28年6月1日より改正建設業法が施行され、解体工事業が業種に追加されました。
- これに伴う経過措置期間の満了日が、近づいています。
- 対象業者については、業種追加申請や変更届出等の早期の対応をお願いします。

1

【経過措置について】

- ① 施行日時点で、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31(2019)年5月31日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。
- ② 施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務の管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務の管理責任者の経験とみなされます。
- ③ 施行日時点で、とび・土工工事業の技術者に該当する者は、平成33(2021)年3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなされます。

2

経過措置終了後も解体工事を営む場合

- 平成31(2019)年6月1日以降も解体工事を営む場合、**平成31(2019)年5月31日まで**に解体工事業の許可を受ける必要があります。
- なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置終了後も、申請に対する許可又は不許可処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

(※別添 平成30年12月26日付国土建第353号「解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工工事業者の取扱いについて(通知)」参照)

3

解体工事業の技術者要件に係る経過措置について

- 平成33(2021)年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(施行日時点で該当する者に限る)も解体工事業の技術者とみなします。
- みなし技術者で解体工事業の許可を受けた業者は、**平成33(2021)年3月31日まで**に下記の対応をお願いします。
 - ①要件を満たす専任技術者への変更届の提出
 - ②同一の技術者で対応する場合、要件を満たしてから有資格区分の変更届を提出

※対応がない場合、解体工事業の許可は失効します。

4



(参考)解体工事業の登録について

※請負金額500万円(税込)未満の解体工事業を営む場合

- 解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の解体工事業の登録が必要です。

※建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けていれば、建設リサイクル法による解体工事業の登録は不要です。

(参考:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第21条)

■ 問い合わせ先

【建設業許可の申請・届出】 県土整備部建設・不動産課 建設業班
TEL 043-223-3108

【解体工事業の登録・届出】 県土整備部技術管理課 建設リサイクル推進班
TEL 043-223-3440